

業務規程

登録番号	千葉県第2100002 号
登録年月日	令和5年3月15日
有効期間 満了日	令和10年3月15日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入)	株式会社 タイドワークス 吉開 和真

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業者の確保)

第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

2 前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することはありません。

3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

(役務の内容の明示)

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

第12条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、別表5の2に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二 呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態

3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第13条 船長は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)、港則法(昭和23年法律第174号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)、海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表6に定めるとおりに行動します。

(出航中止基準)

第14条 事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることにします。

(帰航基準)

第15条 船長及び業務主任者は、別表7に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

第18条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	R17/3/28	変更日1:	/ /
		2:	/ /
		3:	/ /

別表I 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）		株式会社 911-17-72 吉開 和真	
業務主任者		氏名	業務主任者講習の 修了証明書の日付
			2024年10月16日 吉開 和真
船長		氏名	特定操縦者 免許の資格
			一級 船政 1A23日 吉開 和真
連絡責任者*		氏名	住所（連絡先）
		吉開 和真	茨城県龍郷町 佐野 4-11-10 080 1277 3875
		メールアドレス	h.000.yoshuai @docomo.ne.jp
従業者*の人数		1 人	
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無*（該当に○）		(○) 有 () 無	
所属している団体等 （該当するものを全てを記入）	漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体 法第28条に基づく 協議会
名称			日本海洋 レジャー 振興協会
連絡先			0120-479 499
営業期間 （該当に○）	(○) 通年 () 月 日 ~ 月 日		
遊漁船	船名	船舶検査証の 航行区域	船舶検査証の 有効期間
	Tres	限定沿海区域	船政 2月12日
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数 隻 *同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ()			

*連絡責任者：営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
*連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。

登録番号	千葉県 2/00002号	氏名又は名称	株式会社 タイワークス 吉岡 和真
作成日	R 6 / 9 / 24	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を管轄する都道府県名	千葉県、東京都
安全管理を行う者	業務主任者 別表1のとおり

船釣り

船名	時期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法 (該当に○)
Tres	通年	船橋三義瀬 羽田沖	シーバス クロダイ キビレ サワラ	<input checked="" type="checkbox"/> (○) 周囲の見回り <input checked="" type="checkbox"/> (○) 船内の見回り <input type="checkbox"/> (○) 乗客の安全管理 (体調、救命胴衣着用の確認等) <input type="checkbox"/> (○) 僚船・陸上との情報交換 (気象・海象等) <input type="checkbox"/> (○) 航行に影響しかねない漂流物の確認等 <input type="checkbox"/> () その他 <input type="checkbox"/> ()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号	4号第2/0002号	氏名又は名称	株式会社 タイトワ-ル		
作成日	26 / 9 / 24	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船の名称	主要な時期	係留等場所の位置・名称	係留等場所・施設の管理者
遊漁船の係留場所	Tres	通年	千葉県 船橋市 船橋市 ボートパーク	船橋ボートパーク 船橋市漁業協同組合
利用者の乗降場所	Tres	通年	係留場所同じ	船橋ボートパーク 船橋市漁業協同組合

登録番号	4章第2/00002号	氏名又は名称	株式会社タイワ-72
作成日	R6 / 9 / 27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称 ※下の欄から記入を始めてください。	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)			
		船舶の所有状況 (該当に○)					
1	Tres	210-47440 / 2100002	5.71 トン	5.71 m	7 人	<input type="radio"/> 船釣り <input type="radio"/> 瀬渡し※2 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>	
		<input type="radio"/> 平水・ <input type="radio"/> 限定沿海・ <input type="radio"/> 沿海・ <input type="radio"/> 遠洋、近海 <input type="radio"/> 遊漁船専用・ <input type="radio"/> 漁船と兼用・ <input checked="" type="radio"/> 他使用と兼用					
		<input type="radio"/> 単独記載・ <input type="radio"/> 重複記載	<input type="radio"/> 業務用無線 <input type="radio"/> 衛星電話 <input checked="" type="radio"/> その他 (携帯電話)	<input type="radio"/> 改良型救命いかだ <input type="radio"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="radio"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			
		<input type="radio"/> 自己所有船舶・ <input type="radio"/> 他者所有船舶					
2						<input type="radio"/> 船釣り <input type="radio"/> 瀬渡し※2 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>	
		<input type="radio"/> 平水・ <input type="radio"/> 限定沿海・ <input type="radio"/> 沿海・ <input type="radio"/> 遠洋、近海 <input type="radio"/> 遊漁船専用・ <input type="radio"/> 漁船と兼用・ <input type="radio"/> 他使用と兼用					
		<input type="radio"/> 単独記載・ <input type="radio"/> 重複記載	<input type="radio"/> 業務用無線 <input type="radio"/> 衛星電話 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 改良型救命いかだ <input type="radio"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="radio"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			
		<input type="radio"/> 自己所有船舶・ <input type="radio"/> 他者所有船舶					
重複記載※3している場合の事由		<input type="radio"/> 多客期にチャーターするため <input type="radio"/> その他 ()					

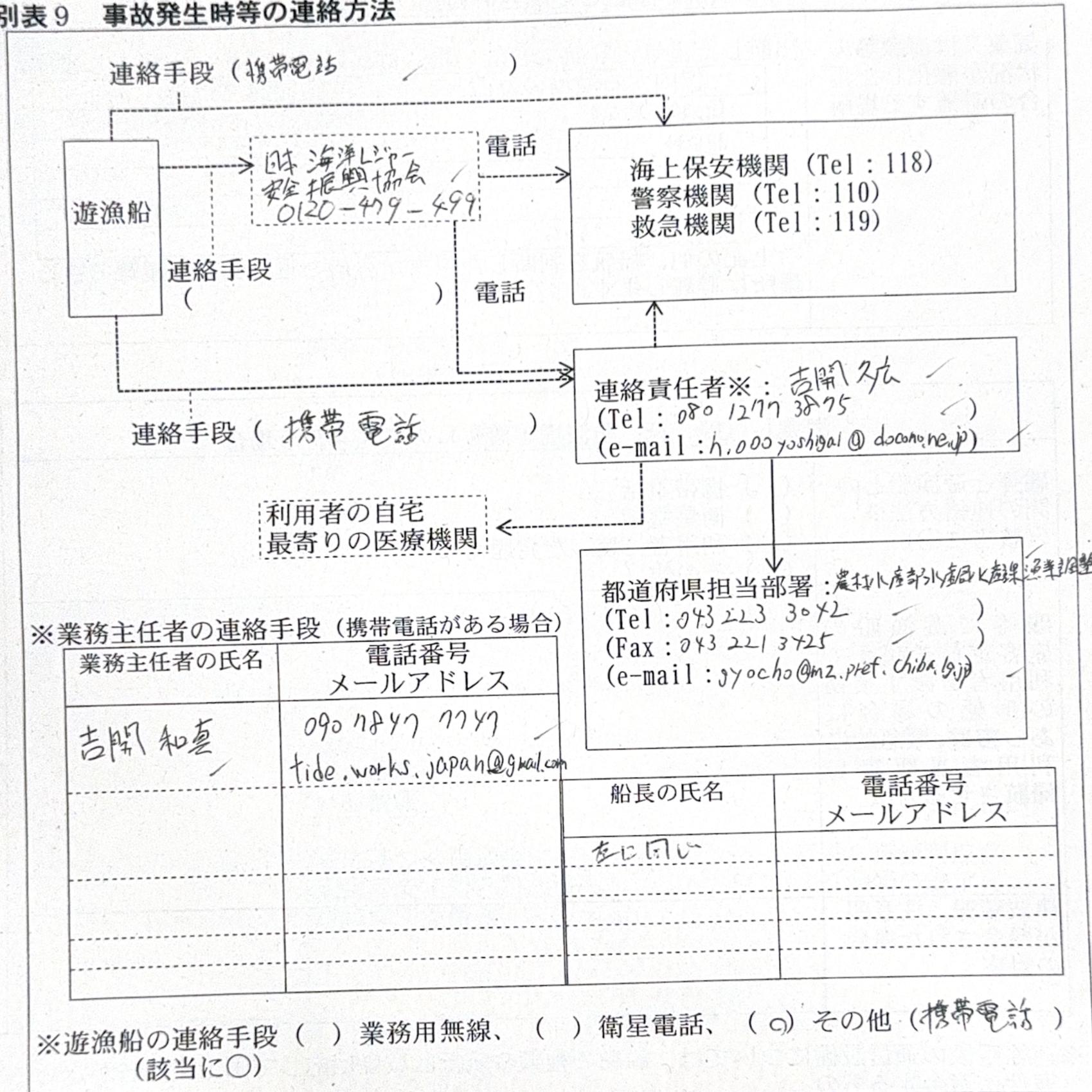
※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	第2100002号	氏名又は名称	株式会社 タイワ-72
作成日	R6 / 9 / 24	1:	2: 3:

別表9 事故発生時等の連絡方法



※連絡責任者：営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
 ※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
 ※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

登録番号	千葉県第210002号
作成日	R6 / 9 / 24
変更日	1: / / 2: / / 3: / /
氏名又は名称	株式会社 91-7-42

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船の乗船前に書面を配布、閲覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう (ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
-----------------	--

周知する内容	<p>○ 一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣 (船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの) を着用すること その他 () <p>○ 瀬渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬渡し中及び機等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること 機等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 その他 ()
--------	---

漁場において口頭で説明する。	<p>○ 一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載 (必須) 同上) その他 () <p>○ 瀬渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 機等からの帰航時間 機等で天候が急変した場合における避難場所 安全管理の手法 (定期巡回、携帯電話等での連絡) 船から機、機から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載 (必須)) その他 ()
----------------	--

別表13 法第16条に基づく周知の内容及び方法等

登録番号	4第2号210002号	氏名又は名称	株式会社 91-072
作成日	R6 / 9 / 27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

<p>周知の方法 (該当に○)</p> <p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 () 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう。 () ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む。</p>	<p>周知する内容</p> <p>案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容(漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等)を周知します。</p> <p>① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令(瀬戸内海漁業取締規則等)</p> <p>③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定(沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの) ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程(水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。) ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報</p> <p>上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするように周知します。</p>
<p>利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項</p>	<p>・ 都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域(利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。)に案内しません。 ・ 周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・ 周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・ その他()</p>